

① 相談支援体制等の整備に向けた取組

【現行計画における目標】

- ・区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域のこども・子育て支援メニューの充実

【直近の取組】

- ・令和6年4月から、各区保健福祉センターの「地域保健活動担当」と「子育て支援室」が「こども家庭センター」の相談窓口として運営を開始
- ・地域社会における家庭の機能を補いながら、こどもの養育を支える社会的養育体制や支援メニューの充実
(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポート・センター事業)
- ・母子生活支援施設の退所母子に対する継続支援を地域ネットワークを活用し関係機関と連携して実施
(H29～R4母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業、R5～措置費加算職員(自立支援担当職員)を配置し実施)

【計画期間における整備・取組方針】

- ・令和6年度より「こども家庭センター」の運営が開始され、これまで以上に児童福祉分野と母子保健分野の連携を図り、一体となって対応していく

資源	現在の整備状況等	整備すべき見込量等
こども家庭センターの設置数	・24か所	同左
こども家庭福祉行政に携わる区役所職員への研修実施回数等	・実施回数：4回 ・受講者数：延べ144人	同左
都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	・大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、区役所保健福祉課と本庁間等における人事異動を検討する体制を整備済	同左
こども家庭センターにおけるサポートプラン策定体制の整備	・統括支援員：24人(1人/1か所) ・サポートプラン担当者：32人(1～2人/1か所)	同左

② 家庭支援事業等の整備に向けた取組

【現行の取組状況】

- 令和4年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業とともに、家庭支援事業として法律上位置付けられた。
- 子育て短期支援事業、一時預かり事業については、現行計画における目標は設定しておらず、大阪市こども・子育て支援計画（第2期）に基づき取組を進めている
- 家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）については、法施行を待たずに令和5年10月より「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を実施
- 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）については、令和5年度は児童養護施設等15か所で実施し、1,227人日の利用枠を確保した
- 一時預かり事業については、令和5年度において、幼稚園在園児対象は220か所で実施し、1号認定による利用：520,178人日、2号認定による利用：346,789人日の利用枠を確保した。また、幼稚園在園児以外対象は、73か所で実施し、83,651人日の利用枠を確保した
- 養育支援訪問事業については、令和5年度は新たに589人を訪問し、支援を実施した

【計画期間における整備・取組方針】

- 家庭支援事業について、本市では、既存の子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）、一時預かり事業、養育支援訪問事業に加え、令和6年度より家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）、親子関係形成支援事業、令和7年度より児童育成支援拠点事業を実施する
- （仮称）大阪市こども計画に基づき、必要なこどもや家庭が利用できるよう、枠の確保に努める。

資源		現在の整備状況等（令和6年度）	整備すべき見込量等（令和11年度）
市町村こども・子育て支援計画における家庭支援事業の確保方策	家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）	訪問支援件数：5,704人（延べ人数）	訪問支援件数：5,422人（延べ人数）
	児童育成支援拠点事業	—	700人
	親子関係形成支援事業	156人	163人
	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	15か所 1,227人日	1,460人日
	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	220か所 1号：608,459人日 2号：443,365人日	246か所 1号：263,332人日 2号：410,856人日
	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	73か所 89,898人日	78か所 87,457人日
	養育支援訪問事業	511人	617人

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【現行計画における目標】

- 児童家庭支援センターについて、令和6年度の計画中間見直しまでに、必要な箇所数の検討を行う

【直近の取組】

- 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組として、現事業者と意見交換を行い、児童家庭支援センターに児童相談所のような補完的役割を担うべきか、また、子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数とあわせて検討
- 区子育て支援室チームリーダー会議や子ども・子育てプラザ統括責任者研修会、こどもサポート推進員研修において事業説明を実施
- 現事業者から関係機関等へ積極的に働きかけ、支援実績を積み重ねており、その結果、地域における相談実績が向上

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談等延べ実績	1,713件	2,786件	2,843件	3,678件	3,431件

【計画期間における整備・取組方針】

- 児童相談所の複数設置や24時間虐待通告に対応する安全確認体制の整備により、市内全域に対してきめ細やかな支援が可能であるため、こども相談センターからの在宅指導措置委託は実施しない。
- こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組の推進については、今後さらに検討していく
- 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組により、以前よりも多くの事業実績が得られているため、現在の設置数を維持しながら機能強化に努める